平成２３年（フ）第７８７号
千葉市花見川区検見川町３丁目372番地
債務者　佐藤　博一
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８０３号
千葉県船橋市前原西３丁目４番７号　スズランハイツ205号
債務者　山口まち子
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８３１号
千葉市美浜区高浜１丁目５番４棟204号
債務者　庄司　　進
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８８６号
千葉市中央区宮崎町676番地　コウシュウ
債務者　濱野　芳彦
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２１７号
石川県石川郡野々市町藤平田１丁目56街区16ヴィラージュⅡ―103号室、住民票上の住所石川県白山市水島町119番地、従前の住所金沢市増泉３―１―１　ラフォーレ208
債務者　高畠絵里奈
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１９４号
長野県松本市大手４丁目４番１―204号、前住所長野県松本市並柳１丁目７番５号
債務者　小出　幸枝
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第１６９号
兵庫県尼崎市稲葉荘４丁目７番７号武庫ハイマーＡ棟102号
債務者　根元　　豊
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５６５号
兵庫県西宮市枝川町16番114―401号
債務者　大園惠美子
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５６６号
兵庫県芦屋市若葉町７番３―1344号
債務者　荻生　雅史
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５８０号
兵庫県尼崎市宮内町２丁目84番地の１　ハイツひびき２―402号、前住所兵庫県尼崎市神田中通７丁目237番地ディオフェルティ出屋敷702号
債務者　清水　芳明
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５８１号
兵庫県西宮市笠屋町16番１―101号
債務者　牧村　訓年
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第６０５号
兵庫県尼崎市東園田町５丁目110番地の28ルナ東園田101
債務者　妹背　孝男
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４０６号
兵庫県姫路市新在家３丁目４番９―303号松下ハイツ新在家
債務者　内田　直樹
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１３１号
鳥取県鳥取市宮長20番地１　サーパス宮長803号
債務者　瀧村　　崇
1　決定年月日時　平成23年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１３２号
鳥取県鳥取市宮長20番地１　サーパス宮長803号
債務者　瀧村　桂子
1　決定年月日時　平成23年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第９１号
鳥取県米子市祇園町２丁目128番地10
債務者　作埜　照美
1　決定年月日時　平成23年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
鳥取地方裁判所米子支部